

保育標準時間認定について

1. 趣 旨

保育園等に入園する場合は、保育の必要性の認定を受けることになっており、同時に、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」（最長11時間）と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」（最長8時間）の2区分の保育必要量を設けることとなります。

伊那市では、平成30年度から子育て世帯の負担軽減のため、基本保育料（「保育短時間」料金）の減額見直しを行うと共に、全園での11時間保育の実施を開始したところであり、これに伴い、平成31年度より「標準時間認定」を適用し、その料金の見直しを行います。

2. 基本的な考え方

1) 標準時間料金について

- 保護者の負担軽減を考慮し、県下最低レベルの保育料設定を目指す。
- 現状より負担増とならないよう、階層毎の短時間料金に延長保育単価を加えたものとする。

2) 保育時間認定について

標準時間認定	短時間認定
父母共に就労時間が 月120時間 を超える	父母の双方又は一方が 月64時間 を超える
出産の準備や出産後の休養が必要	求職中
震災・火災などの復旧にあたっている	育児休業の継続利用
虐待やDVを受けている	
病気・負傷・心身障害	
同居の家族などの介護や看護をしている	
学校（職業訓練校など）に通っている	

○特殊な就労時間や家庭状況により、認定時間を変更することができる場合がある。

【例】

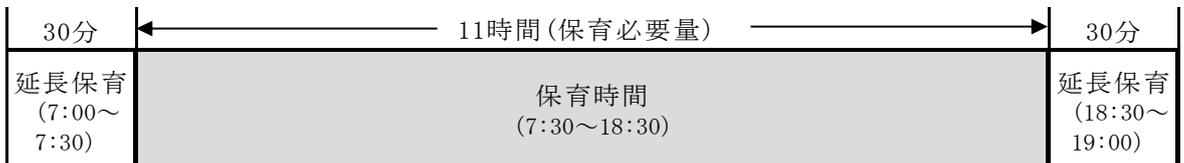
- ・標準時間認定であるが、近隣に祖父母等が住んでおり、送り迎え等が可能なことにより短時間認定を希望している。
- ・短時間認定であるが、夜勤等の変則勤務により定時に迎えに行けない。 等

保育必要量のイメージ

【保育短時間】



【保育標準時間】



※ 延長保育

2号・3号認定の児童において、保育時間以外の利用時間に行う保育です。(利用施設により利用(開園)時間は異なります。)

希望者は申請を行い、利用します。通常の保育料とは別に「延長保育利用料」がかかります。